

## 看護自主活動助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市内の看護職グループが行う、市民の健康と安全安心に寄与する活動を支援するための取組にかかる活動費を予算の範囲内において助成することを定めることにより、看護職の地域貢献と住民との交流を促進することを目的とする。

### (助成対象活動)

第2条 市民に対する看護の普及啓発または看護職の看護知識や看護技術の向上につながる取組を助成対象とする。

### (助成要件)

第3条 助成金の交付を受ける事業は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 3人以上の看護職からなるグループが行う事業であること。
- (2) グループの構成員の3分の2以上が当協会の会員であること。
- (3) グループの活動が政治活動や宗教、営利などを目的としていないこと。
- (4) 他の制度による助成を受けていないこと。

### (助成金交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付の上、会長に提出する。

- (1) 活動調書（活動計画・収支予算書）
- (2) グループの構成員名簿
- (3) グループの会則
- (4) その他、会長が必要とする書類

### (審査及び交付の決定)

第5条 会長は、助成金の申請があったときは、看護プロボノ推進委員会において、その内容を審査の上、適当と認めるときは、交付の決定を行い、助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定をした場合は、活動するにあたり必要な経費として、上限額を30,000円とする。

3 会長は第1項の審査により助成金を交付しないことを決定したときは、助成金不交付決定通知書（第3号様式）によりその理由を示して申請者に通知するものとする。

### (交付条件)

第6条 会長は、前条の規定により助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために、必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付けることができる。

- (1) 申請書に記載された事業以外の経費に使用しないこと。
- (2) 助成事業等に要する経費の配分又は助成事業等の内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合においては、会長の承認を受けるものとする。
- (3) 助成事業等を中止し、又は廃止する場合においては、会長の承認を受けるものとする。

(4) 助成事業等が予定の期間内に完了しない場合または助成事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告し、その指示を受けるものとする。

(5) その他会長が必要と認める条件

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、第5条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該助成金の交付の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の日から起算して14日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請にかかる助成金の決定はなかったものとみなす。

(助成対象事業の中止)

第8条 助成金の決定を受けた看護職グループは、助成事業を中止しようとする場合は、速やかに助成事業中止報告書(第4号様式)を会長に提出し、承認を得なければならない。

(助成交付事業の遂行)

第9条 看護職グループは、助成金の交付の決定の内容またはこれに対し付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。

(実績報告・助成金の交付)

第10条 助成金交付決定を受けた者は、助成対象事業完了後30日以内に活動報告書(第5号様式)及び助成金交付請求書(第6号様式)に助成事業の成果及び助成金に係る収支計算に関する事項を記載した書類を添付して、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の報告及び請求に基づき助成金の交付が適当と認められるときは、助成金を交付するものとする。

(その他)

第11条 助成を受けた団体は、本会関係の事業について協力を求めることがある。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(変更)

第12条 この要綱は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

この要綱は、令和5年7月19日から施行する。